平成２４年（フ）第３０号
岐阜県高山市片野町１丁目70番地９　Ｉマンション３―210号
破産者　木谷　良子
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
愛知県岡崎市竜美北２丁目７番地16
破産者　黒柳　孝広
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
愛知県豊田市金谷町１丁目３番地　金下コーラス102号
破産者　福円　智子（旧姓柴田）
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
愛知県知立市東栄１丁目55番地
破産者　能見　茂俊
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
愛知県碧南市塩浜町８丁目１番地１　トヨタ自動車株式会社アリビオ衣浦１棟409号
破産者　堀江　　渉
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
和歌山県西牟婁郡白浜町3309番地の22
破産者　山田　康之
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３６０号
広島県廿日市市峰高２丁目３番25号　101
破産者　岡田　祥昌
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３号
札幌市豊平区平岸３条８丁目１番４―722号
破産者　石川　昭一
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８４号
札幌市白石区菊水元町４条１丁目３番８号菊水コーポ206号
破産者　名久井　旭
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０６号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目９番１号ひばりケ丘シティマンション101号
破産者　佐々木博文
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０４号
札幌市南区澄川４条７丁目４番15―901号
破産者　佐々木　昭
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５号
仙台市宮城野区小田原弓ノ町２番地の３　中村ビル201、開始決定時の住所仙台市宮城野区小田原１丁目６番25号
破産者　佐藤　哲夫
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２箱塚屋敷団地７号棟５号、住民票上の住所宮城県名取市閖上７丁目７番27号　Ａｑｕａ　Ｇａｔｅ　Ｂ棟102号
破産者　加藤　　忍
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
埼玉県草加市稲荷５丁目30番16号、破産手続開始決定時の住所茨城県北茨城市中郷町足洗551番地１　ルミナスガーデンＡ―101
破産者　染矢　利幸
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
埼玉県草加市松原５丁目４番４―306号
破産者　本多　春江（旧姓丸山）
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
富山県氷見市仏生寺57番地
破産者　蓮間　　貢
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５７４号
静岡県三島市梅名100番地の７
破産者　髙橋　文男
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
静岡県伊豆市本立野511番地の２
破産者　植松　　進
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係